

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定方針

鎌倉市には、社寺境内に所在する重要文化財等とともに、歴史的風致を形成するうえで重要な要素となる歴史的建造物が市街地に点在している。このうち、重点区域内に所在し、歴史的風致の維持向上のため保全の措置を講ずる必要があると認められる建造物を、歴史まちづくり法の規定に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物を今後も良好な状態で保全していくためには、当該建造物の修復や修景について、所有者や管理者等の理解と協力が欠かせないことから、その指定にあたっては、所有者や管理者等と協議を行い、同意を得るものとする。

なお、歴史的風致形成建造物の指定は、次の指定基準及び指定対象に基づくものとする。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定基準

歴史的風致を維持向上するうえで重要な建造物であるとともに、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 意匠・形態・技術性が優れている建造物
- ② 歴史性、希少性、地域的な固有性などの観点から価値の高い建造物
- ③ 外観が景観形成上重要な建造物

(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象

指定対象は、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 13 号）に基づく県指定文化財
- ② 鎌倉市文化財保護条例（平成 17 年条例第 13 号）に基づく市指定文化財
- ③ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく登録有形文化財
- ④ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観重要建造物
- ⑤ 鎌倉市都市景観条例（平成 18 年条例第 16 号）に基づく鎌倉市景観重要建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持向上に資すると認められる建造物で、市長が必要と認めたもの

(4) 歴史的風致形成建造物候補一覧

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は次のとおりである。第1期計画において歴史的風致形成建造物に指定したものは下線及び「＊」を付記している。

表7-1 歴史的風致形成建造物 候補一覧※掲載順を前回(12/19 三省庁ヒアリング)時と入れ替えております

図中 番号	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	建築年	指定状況
1	<u>御成小学校旧講堂</u> ＊	 写真7-1 御成小学校旧講堂	鎌倉市	御成町	昭和8年 (1933年)	登録有形文化財
2	<u>鎌倉国宝館</u> ＊	 写真7-2 鎌倉国宝館	鎌倉市	雪ノ下 二丁目	昭和3年 (1928年)	登録有形文化財
3	<u>鎌倉文学館</u> (旧前田 家別邸) ＊	 写真7-3 鎌倉文学館(旧前田家別邸)	鎌倉市	長谷 一丁目	昭和11年 (1936年)	登録有形文化財・景観重要建築物等
4	<u>旧華頂宮邸</u> ＊	 写真7-4 旧華頂宮邸	鎌倉市	浄明寺 二丁目	昭和4年 (1929年)	登録有形文化財・景観重要建築物等
5	<u>旧諸戸邸</u> (旧鎌倉 市長谷子 ども会 館) ＊	 写真7-5 旧諸戸邸(旧鎌倉市長谷子ども会館)	鎌倉市	長谷 一丁目	明治41年 (1908年)	登録有形文化財・景観重要建築物等(蔵を除く)

6	湯浅物産館	 写真7-6 湯浅物産館	個人	雪ノ下一丁目	昭和11年 (1936年)	景観重要建築物等
7	三河屋本店	 写真7-7 三河屋本店	個人	雪ノ下一丁目	昭和2年 (1927年)	登録有形文化財・景観重要建築物等
8	極楽洞	 写真7-8 極楽洞(岡林渉撮影)	江ノ島電鉄株式会社	極楽寺二丁目	明治40年 (1907年)	景観重要建築物等
9	古我邸(旧荘邸)	 写真7-9 古我邸(旧荘邸)	個人	扇ガ谷一丁目	昭和12年 (1937年)	景観重要建築物等
10	旧鎌倉図書館	 写真7-10 旧鎌倉図書館	鎌倉市	御成町	昭和11年 (1936年)	景観重要建築物等
11	坂井家住宅	 写真7-11 坂井家住宅	公益財団法人鎌倉市風致保存会	扇ガ谷	昭和2年 (1927年)	登録有形文化財

12	寸松堂	 写真7-12 寸松堂	個人	笹目町	昭和 11 年 (1936 年)	登録有形文化財・景観重要建築物等
13	白日堂	 写真7-13 白日堂	個人	長谷 三丁目	昭和 15 年 (1940 年)	景観重要建築物等
14	樗亭	 写真7-14 樗亭	個人	鎌倉山 三丁目	昭和 4 年 (1929 年) (移築)	登録有形文化財・景観重要建築物等
15	扇湖山荘	 写真7-15 扇湖山荘	鎌倉市	鎌倉山 一丁目	昭和 9 年 (1934 年) (移築)	
16	旧野尻邸 (旧大佛次郎茶亭)	 写真7-16 旧野尻邸(旧大佛次郎茶亭)	個人	雪ノ下 一丁目	大正 8 年 (1919 年) 頃	景観重要建築物等
17	吉屋信子 記念館	 写真7-17 吉屋信子記念館	鎌倉市	長谷 一丁目	昭和 37 年 (1962 年)	登録有形文化財

18	旧川喜多邸別邸 (旧和辻邸)	 写真7-18 旧川喜多邸別邸 (旧和辻邸)	鎌倉市	雪ノ下 二丁目	昭和 36 年 (1961 年) (移築)	景観重要建造物
19	日本基督教団鎌倉教会会堂	 写真7-19 日本基督教団鎌倉 教会会堂	個人	由比ガ 浜二丁 目	大正 15 年 (1926 年)	景観重要建築物 等
20	日本基督教団鎌倉教会会堂 付属ハリス記念幼稚園	 写真7-20 日本基督教団鎌倉 教会会堂付属ハリス記念幼稚園	個人	由比ガ 浜二丁 目	大正 14 年 (1925 年)	景観重要建築物 等
21	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	 写真7-21 鎌倉聖ミカエル教 会聖堂	個人	小町 二丁目	昭和 8 年 (1933 年)	景観重要建築物 等

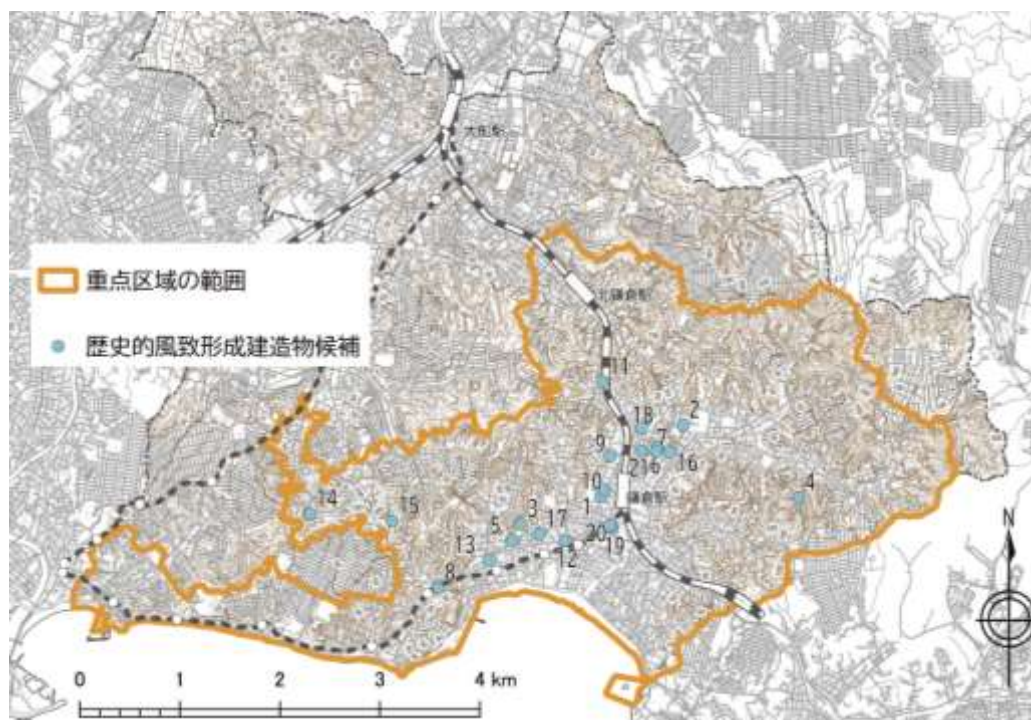


図7-1 歴史的風致形成建造物候補の位置図

第8章 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の方針に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本方針

歴史的風致形成建造物の保存のための維持管理にあたっては、指定対象となった個々の文化財等の保護の指針に従うことを基本とし、周囲の景観への影響や建造物の特徴を十分に配慮した適切な措置を講じる。また、保存のための修理や修景、防災上の措置などを行う場合には、学識経験者などの専門家の意見を踏まえて実施する。

歴史的風致の維持向上を図るため、公開活用についても積極的に推進し、パンフレットやホームページなどで周知に努めるほか、イベント等を通じた普及啓発についても検討するものとする。

2 個別の事項

(1) 県指定文化財・市指定文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外部及び内部とも現状維持を基本とし、県及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護を図る。これらの建造物を維持・保存するための修理については、各種調査に基づいて行われる建造物の外部及び内部を対象とした、修復・復原を基本とする。

(2) 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とし、文化財保護法に基づき、適切な維持管理を行うものとする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。ただし、建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努めるものとする。

(3) 景観重要建造物または鎌倉市景観重要建築物等である歴史的風致形成建造物

道路等公共の場所から望見できる範囲について景観上の調和を図るため、適切な維持管理又は復原のための修理・修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げない範囲で、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認めるものとする。

(4) ア〜ウ以外の歴史的風致形成建造物(法・条例による指定等を受けていない建造物)

建造物の修理は外観を主対象とした維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

3 各種の手続等

「歴史まちづくり法」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財について、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ② 鎌倉市文化財保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第 21 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 22 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④ 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合
- ⑤ 鎌倉市都市景観条例第 30 条第 1 項の規定に基づく鎌倉市景観重要建築物等で、同条例第 31 条第 1 項の規定に基づく行為の届出を行った場合